**～「若プロ資料」より抜粋～**

服務

４月から忙しくてゆっくり休む暇もありませんね…

年休は、１時間単位で取得できることご存じでしたか？

①勤務時間と休憩時間

　勤務時間…１日あたり ７時間４５分

１週間あたり ３８時間４５分

　休憩時間…４５分間

【労働基本法34条】

労働時間が６時間を超える場合は４５分、８時間を超える場合は６０分休憩を与えなければならない。

②週休日と休日

週休日…勤務時間が割り振られていない日

土・日曜（給与の対象外）

　休日…勤務時間が割り振られているが、勤務を要

　　　　しない日。祝日・年末年始（給与の対象）

出張

出張に係る旅費は条例で定められており、毎月事務担当者が計算しています。

そのために、各自提出しなければならない書類がありますね。

出張とは、本来の勤務場所で職務が果たせない場合に、直接目的地に赴き職務を行うことであり、公務遂行の必要性から行われるものです。

研修会への参加、校外活動引率等が該当します。

「出張伺・復命書」は、速やかに提出しましょう。

文書

学校には、たくさんの文書があります。

公文書（教委からの文書・学校日誌・復命書等）を

適正に取り扱うために留意することは？

・「親展」の文書は、開封せずに本人に手渡す。

・文書に訂正があった場合、二重線で抹消し、訂正印を押印する。（修正ペンは不可）

・シャチハタではなく、三文判で押印する。

・公文書は私物化しない。

・文書分類表の保存期間に従って、保存期間を経過したものは処分する。

個人情報

学校は、個人情報の宝庫です。

また、公務員は守秘義務を遵守しなければなりませんね。

どんなことに留意しなければならないでしょうか？

・生徒名簿は、教育活動・学校運営以外の目的で使用してはならない。

・個人情報は、学校から持ち出さない。

やむを得ない場合は、学校長の許可の下、紙媒体で行い、確実に回収する。

・パソコンには、ファイル交換ソフト等をインストールしない。

・個人情報をメールに添付して送受信しない。

・情報漏洩・紛失・守秘義務違反は処罰の対象となる。十分に注意を！

福利厚生

「共済組合は、労働組合ですか？」と、質問を受けました。「組合」かぶりですが、答えはＮＯです。

公立学校の常勤の教職員になった日から、公立学校共済組合・互助会の組合員になります。

「共済組合員証（健康保険証）」が交付され、医療給付などの各種給付が受けられます。また、共済組合年金制度に加入して将来年金を受給する資格を取得します。

学校組織マネジメント

「チーム学校」という言葉、聞いたことはありませんか？

学校は様々な職員が協働する場です。

・組織とは、共通目的（＝学校教育目標）・協働意欲・コミュニケーションの３要素で構成

・組織とは、１＋１＝２ではなく、４、５となっている状態（個人の総和を超えた力）

・視点１：変わる・変える

一人一人が｢変わる｣ことの必要性を理解し、難しさを克服して、学校を｢変える｣主体としての役割を果たす。

・視点２：見つける

基本的な考え方はプラス思考。 弱みに目が向きがちであるが、あえて強みに目を向け、強みを生かす方法、弱みを強みに変える方法を工夫する。

**・**視点３：つなぐ

チーム学校（個に頼るのではなく、組織としての持てる力を最大限に発揮する）教職員と教職員を、教職員と保護者を、教職員と地域を、保護者と地域をつなぐ

引用：令和２年度中央研修「事務職員研修」

【公立学校の女性管理職の割合】

・初の２割超（２０２１年文部科学省調査）

・石川県は、３７．７パーセント（全国１位）

学校予算

学校には、いろいろな予算があります。

大きく公費（管理費・振興費・補助金）と、私費（学年集金・ＰＴＡ集金）に分けられます。

運用にあたり、どんなことに注意すればよいでしょうか？

学校の教育活動の維持向上や学習環境の整備充実のため、予算を有効に活用しましょう。学年集金（保護者から管理・取扱いを委託されている）も含めて厳正に取り扱わなければなりません。また、保護者の負担軽減を図る必要もあります。

そのために、私たちができることは、無駄遣いをやめること！

学校全体を考え、効果的に予算執行しましょう。

【公立小中学校に通う子どものいる保護者の年間負担額】

・小学生　約１０万円／人

・中学生　約１８万円／人

（２０２０年度文部科学省調査）

就学援助

子どもたちが安心して義務教育を受けられるよう、

経済的に困っている家庭へ援助する制度です。

就学援助に認定されると、給食費や学用品費、修学旅行費等の一部が助成されます。就学援助は恩恵ではなく、権利。

子どもの貧困対策の観点から、行政だけでなく、学校から支援が必要な家庭にアナウンスすることも大切です。

教科書

教科書は、子どもたち一人一人に確実に給与されています。

次年度使用する教科書については、前年の８月から手続きを行います。春休み中に納入し、１学期始業式後に生徒に給与します。

また、生徒が転校する際には、各校の学籍担当が照合の上、過不足なく生徒に教科書が給与されるよう手続きをします。

では、教科書って、一体いくらなのでしょうか？ 調べてみました。

令和５年度河北郡市版

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 中１ | 中２ | 中３ | 合計 |
| 8,096円 | 4,757円 | 4,071円 | 16,924円 |

（小学校６年間では、22,081円）